

## 軽自動車などの廃車・変更手続きはお早めに

問 税務課管理係 ☎ 95-9876

軽自動車や自動二輪車、原付バイク、小型特殊自動車を廃車、名義変更したときは、速やかに手続きをしてください。手続きをしないと、4月1日現在の所有者に1年分の軽自動車税（種別割）が課税されます。4月2日以降に廃車や名義変更をしても、税金の還付はありません。年度末は窓口が大変混雑しますので、早めに手続きをしてください。

該当する人は  
忘れずに  
手続きを  
してください

- ・軽自動車などを現在所有しておらず、廃車の手続きをしていない人
- ・他の人に軽自動車などを譲渡したが、名義変更をしていない人
- ・転入・転出したが、軽自動車などの住所変更をしていない人
- ・軽自動車などの所有者が死亡したが、廃車や名義変更の手続きをしていない人

車種	ナンバー	届出先	必要なもの
原付バイク(125cc以下) 小型特殊自動車	碧南市	市役所税務課管理係	廃車・市外の人へ譲渡の場合…ナンバープレート 市内の人へ譲渡の場合…譲渡証明
軽自動車(三輪・四輪)	三河	軽自動車検査協会・愛知主 管事務所三河支所(豊田市) ☎ 050-3816-1772	廃車や住所・名義変更などの手続きに必要な書類 などは、届出先や届出内容によって異なります。 詳しくは各届出先に問い合わせてください。 軽自動車については、軽自動車検査協会ホームペ ージ(HP <a href="https://www.keikenkyo.or.jp">https://www.keikenkyo.or.jp</a> )からも見 ることができます。
自動二輪車 (125ccを超える)		愛知運輸支局西三河自動車 検査登録事務所(豊田市) ☎ 050-5540-2047	

## トラクターやフォークリフトにナンバープレートは付いていますか

問 税務課管理係 ☎ 95-9876

軽自動車税(種別割)は、軽自動車、自動二輪車、原付バイク、小型特殊自動車を所有している人に課税されます(地方税法)。現在使用していない車両でも、所有していれば課税されます。

乗用装置のあるトラクターやフォークリフトは小型特殊自動車に該当し、軽自動車税(種別割)の課税対象です。そのため、市町村が税務行政上、課税客体を把握するために交付しているナンバープレート(課税標識)を付ける必要があります。ナンバープレートは、公道を走行しなくても、取り付けなければなりません。

該当する車両を取得した場合や、現在未申告でナンバープレートが付いていない車両を保有している場合は、税務課で申告手続きをして、ナンバープレートの交付を受けてください。

### 軽自動車税の申告(ナンバープレート交付)方法

	持参するもの	届出先
販売店などから購入した車両を 所有している場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売証明(販売店から受け取ります)</li> <li>・手続きに来る人の本人確認書類(運転免許証など)</li> </ul>	市役所税務課管理係 ※所有者以外でも手 続きできます。
譲り受けた車両を所有している 場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・譲渡証明(前所有者から受け取ります)</li> <li>・廃車証明(前所有者が廃車した際に交付されます)</li> <li>・手続きに来る人の本人確認書類(運転免許証など)</li> </ul>	

- ・ナンバープレートの交付や廃止に、手数料はかかりません。
- ・ナンバープレートは、市町村が税務行政上、課税客体を把握するために交付しているものです。公道を走行する場合は、保安基準に適合している必要があります。
- ・小型特殊自動車に該当しない場合、大型特殊自動車に該当する可能性があり、その車両を事業に使用している場合は固定資産税(償却資産)の申告対象です。



## 市税の納付は便利な口座振替で

問 税務課管理係 ☎ 95-9876

市税の納付には、便利で確実な口座振替が利用できます。納期限の日に、指定口座から自動的に振替納付できます。口座振替の申し込みにも、協力をお願いします。

- ・税目ごとに口座の設定ができます。
- ・現金を持ち歩く必要が無く安全です。
- ・納め忘れの心配がなく、納付が確実です。
- ・支払いへ出かける手間がいらず、忙しい人に便利です。

**対** 市県民税（普通徴収）  
固定資産税・都市計画税  
軽自動車税（種別割）  
国民健康保険税

※軽自動車税（種別割）を申し込んだ場合、車検用納税証明は6月上旬に郵送します。

**申** 窓口で申し込む場合は通帳、通帳届出印を持参してください。

- 金融機関の窓口  
市内の金融機関窓口に関り、申し込みができます。
- 市役所税務課の窓口
- 郵送申請  
市ホームページに掲載している口座振替の依頼書を印刷・記入し、市役所へ郵送します。切手がいらぬ組み立て式の返信用封筒も併せて掲載しているので、返送時に利用してください。

### 取扱金融機関

三菱UFJ銀行、十六銀行、愛知銀行、名古屋銀行、岡崎信用金庫、碧海信用金庫、西尾信用金庫、愛知県中央信用組合、あいち中央農業協同組合、愛知県信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行

### 口座振替について

- ・振替は、申し込みをした翌々月末の納期分以降から開始されます。例えば2月に申し込んだ場合は、早くても4月分から開始されます。
- ・振替日は、納期限の最終日である月末です（12月のみ25日）。振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日になります。
- ・振替結果は、通帳に記帳して確認してください。口座振替結果通知は発送しません。

#### 注意事項

- ・残高不足などで振替できなかった場合は、送付される「口座振替不能通知書」又は「督促状兼納付書」で納付してください。
- ・一括（前納）の手続きをした人で、振替できなかった場合は、1期分は送付される通知書などで納付してください。2期目以降は、期別で振替されます。
- ・年度途中からの一括（前納）の申し込みは、その年度に限り期別納付となります。
- ・納期限を過ぎたものや分割納付分、随時分は振替できません。

## 口座振替の申し込み期限

納期限の2か月前までに下表を確認の上、申し込んでください。なお窓口での申し込みの場合は金融機関又は市役所での申し込み日、郵送での申し込みの場合は市役所に届いた日が属する月を申し込み月とします。

### 申し込み期限早見表

下表左列の月に申し込んだ場合の、最も早い引き落とし開始期を表しています。例えば、市県民税（普通徴収）の口座振替申し込みを5月に行った場合、令和4年度2期分から引き落としが可能です。

申し込み月	市県民税(普通徴収)	固定資産税・都市計画税	軽自動車税(種別割)	国民健康保険税
2022年 4月	令和4年度 一括(前納)・1期	令和4年度 2期	令和5年度 全期	令和4年度 1期
5月	2期			2期
6月	3期	3期		
7月		4期		
8月		5期		
9月	4期	6期		
10月		7期		
11月		8期		
12月	令和5年度 一括(前納)・1期	令和5年度 一括(前納)・1期		令和5年度 1期
2023年 1月		2期		
2月		3月		

## 固定資産税の減免制度

問 税務課固定資産係 ☎95-9879

市では、一定の条件に該当する場合に、固定資産税・都市計画税を減免する制度があります。令和4年度の減免を受けるには申請が必要です。

### 高齢者等減免

**対** 1月1日現在で以下の①～④全てに該当する人

※同じ敷地内に住む場合、世帯分離をしても同一世帯とみなします。

①次のいずれかの世帯に属していること

- ・高齢者世帯（65歳以上の人のみで構成されている世帯又はこれらの世帯に18歳未満の人が加わった世帯）
- ・障害者世帯（身体障害者手帳1級～4級、療育手帳のA・B判定、又は精神障害者保健福祉手帳1・2級に該当する人がいる世帯）
- ・市が支給することもすこやか手当を受給している人がいる世帯

②市民税の所得割額（税額控除前）の世帯合計額が、36,000円以下であること

③世帯員が、居住用資産（自分の居住用に利用している土地と家屋）以外の固定資産を所有していないこと

④世帯員が所有する資産の宅地面積（共有で私道を所有する場合は、当該私道のうち世帯員の持分割合で算出した面積を含める）が200㎡（約60坪）以下で、かつ住宅延床面積が120㎡（約36坪）以下であること

**持** 各種手帳

### 特定非営利活動法人（NPO法人）減免

**対** 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人で、地方税法施行令第47条に規定する収益事業を営まないものが専ら直接事業の用に供する固定資産の納税義務者

※申請は、特定非営利活動法人が直接事業用として専ら使用している固定資産の納税義務者（所有者）が行ってください。必要な添付書類は該当の特定非営利活動法人から提供を受けてください。

**持** NPO法人の直近2期分の事業報告書（決算書含む）、借地又は借家の場合…無償賃貸借契約書など  
NPO法人の定款、特定非営利活動法人であることを証明するもの（県知事のNPO法人設立認証）



**申** 2月28日(月)までに直接

※申請時は申請書に記載されたマイナンバー確認のための資料を持参してください。

**注意事項** 減免の対象となる固定資産税・都市計画税は、納期限未到来分で、かつ未納分に限ります。すでに納期限が到来したものや納付したものは、減免の対象となりませんので、納期限前かつ納付前までに必ず申請をしてください。

## 国民年金保険料の納付は便利でお得な口座振替・前納を

問 国保年金課年金係 ☎95-9893

国民年金保険料の納付は、支払いの手間や時間が省ける口座振替が便利です。月々の口座振替を早割（当月末振替）にすると毎月の保険料が50円割引されます。また、保険料を前納にすると割引があります。口座振替や現金・クレジットカード納付、それぞれの方法で2年前納までできます。2年分、又は1年分の前納を希望する人は2月下旬までに国保年金課年金係で手続きをしてください。また、令和4年度の割引額についても国保年金課年金係へお問い合わせください。

### 令和3年度の割引額（参考）

	口座振替納付	現金・クレジットカード納付
2年前納	15,850円	14,590円
1年前納	4,180円	3,540円
6か月前納	1,130円 ※年間2,260円（1,130円×2回）の割引です。	810円 ※年間1,620円（810円×2回）の割引です。

